〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

第一、当事者の求めた裁判

一、控訴人

原判決を取り消す。

被控訴人が控訴人に対し昭和四五年一二月一六日付でなした控訴人の昭和四四年分所得税についての更正決定処分および加算税の賦課決定処分は、国税不服審判所長が昭和四七年四月三日付裁決により取り消した部分を除き、これを取り消す。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

二、被控訴人

主文同旨の判決。

第二、当事者双方の主張および証処関係は、次のとおり付加するほか、原判決事実 摘示のとおりであるから、これを引用する。

一、控訴人の主張

- (一) 信用取引とは、投資家が証券取引所に上場されている株式を買う場合の買付資金または売る場合の売付株券を証券会社から借り受け取引所を通じて行ならう取引をいうのであるが、取引所の取引としては、普通取引という実物取引の一形態して行なわれるもので(この点において戦前行なわれた精算取引とは異なる同じを発って行なわれるもので(この点において戦前行なわれた精算取るとは異なるでは異なるでは、質問の決済は、一度を表して、有貸借の決済は、売買約定日より、か月以内に、顧客が手持資金をもつて表会社に買付資金の返済をして株券の引渡を受け(現引)もしくは同銘柄の手持の場合に正券会社に引き渡して構築の資産を受け(現引)ましくは同銘柄の手付の場合に担保として預託してある買付株券を転売しその代価をもつて行るの返済にあてるかもしくは売付の場合に担保として預託してある売却代金を決済にあてるが表を買い付けて借入株券の返済にあてる方法(反対売買による決済)によつて行なわれる。
- (二) このような信用取引は、原判決のいうような投機性の強いものではない。右のように、信用取引は、取引所の場においては何ら特異な取引ではなく、実物取引の裏付けのもとに行なわれる取引であり、ただ顧客と証券会社間における信用の決済に六か月の猶予期間があるにすぎないのであるから、現株を購入して六か月後に売却しあるいは手持株式を売却して六か月後に同一銘柄の株式を購入するといわゆる株式投資のローテイションも上場企業の決算期にあわて六か月間とするのが常道である)と何ら差異はなく、したがつて、その投機性も同様に稀薄である。そして、信用取引を行なつて利得をといるとしてものであり、当初は赤字を伴うとしても、相当である。 間の取引を経験することにより、安定した利益を継続的に得ることは十分可能である、事業としても存立しうるものである。
  - (三) 原判決が事業性を否定するために挙げたその余の理由も正当でない。
- (1) 信用取引の顧客は、証券会社に一定の委託証拠金を差し入れるが、それ以外の取引上の資金はすべて証券会社から融通を受けるのであり、右証拠金も代用有価証券で足りるのであるから、平素かなり有価証券を保有している者は、手許資金だけで多額の取引が可能なのであつて、そのうえにことさら他からの資金調達をはければならないものではない。控訴人が投下している資金は四、五千万円にのでいて、事業性を認定しうるに十分な資金量である。一般に、事業を行なうにいては自己資本で賄うのが本来の姿であつて、必ず資金調達を必要とするものではないばかりでなく、信用取引においては証券会社から信用の供与を受け、金利を支払うのであつて、かえつて必ず資金調達を伴い、ただ調達先に特殊性があるにすぎない。
- (2) 証券取引法によれば、証券業を行なうものは免許を受けた株式会社でなければならず(二八条)、営利の目的をもつて反覆継続して株式の売買を行なうことは証券業にあたると解される(二条八項)。したがつて株式売買のために人的物的設備をすることは、同法に違反することとなるし、いずれにせよ上場株式の取引は取引所の正会員たる証券業者に委託してしなければならないから、そのような設備は無用である。一般に、株式投資により多額の利益を得ている者も、そのために特別な人的物的設備を構えているわけではなく、要するに、株式取引の性質上、いか

に多額の取引をしてもさほどの時間、労力、費用を必要としないのである。

(四) 以上のように、株式取引を業とする場合の営業のあり方は多分に特異性を有するのであり、被控訴人の援用する通達およびこれに全面的に依拠する原判決は、右の特異性を正当に認識していないものである。株式取引の実態と機能を正当に認識するならば、控訴人の本件株式信用取引も事業と認めて然るべきである。二、被控訴人の主張

(一) 信用取引においては、六か月以内に必ず貸借の決済をしなければならないが、その場合に手持資金もしくは手持株券を返済する例は僅少で、大部分は、担保として預託してある買付株券の転売代金をもつてあるいは預託してある売却代金で購入した同銘柄の株券をもつて決済されるのであり、したがつて、六か月を経過ちた時点における株価に応じて、さらに時機を待つとか、他の銘柄の株式の取引をするとかの選択をする余地はなく、この点において普通の株式投資(それには、必ずしも六か月等の定まつたローテイションがあるわけではない)との間に重大な差異がある。その結果六か月間の株価の変動はそのまま顧客の損益となつてはねかえることなる。しかも、一定の委託保証金を提供するだけで多額の株式の売買がもとなることから、損失額も莫大なものとなる危険があり、著しく投機性の強いものとなるのである。

(二) 株式取引が事業といいうるためには事業としての社会的客観性を要し、その要素の一つとして収益の継続性が予定されていなければならない。しかるに、信用取引を行なつている者の大半が最終的には損失に終わつており、信用取引によって生計を維持している者も存在しないのが現実であり、控訴人が、株式取引につき長年の経験を有しながら、昭和四三年から同四六年の四年間において約四、八〇〇万円もの損失を被つている事実自体が、その証左である。したがつて、このように投機性が強く損失の危険性も大きい信用取引は事業になじみがたいものである。

(三) (1)信用取引を行なうには、委託証拠金が必要であり、また損失が発生した場合の填補のための資金も必要である。信用取引が継続的収益を保証するものならば、他の企業経営と同様、他からの資金の融通を受けてまで、信用取引に精を出すことが可能であるが、損失を生ずる場合には、他人の資金を利用していると損失の金額も莫大なものとなる。控訴人が自己資金の範囲内でのみ信用取引をしていたということは、十分な資金量を運用していたということよりは、むしろ、継続的収益の確たる見通しがなく危険が大きいため、会社経営という本来の職務の余暇に投機的目的で資金を運用していたことを物語るものである。

(2) 証券取引法違反の成否は、人的物的設備の有無に左右されるものではないし、また、所得税法上の事業所得にあてはまるか否かの判断にも直接関係がない。要するに、控訴人の信用取引が営業としてなされず、本来の仕事の余暇を利用して単なる投機的目的でなされていて、取引の手続きや情報の収集等はすべて証券業者に依頼していたからこそ、特に人的物的設備を必要とするに至つていないのである。

(3) 調査研究機構を所持する四大証券等以外の証券業者であつても、顧客との取引に際しては、当然指導と資料の提供を行なうはずであり、そのためにはそれなりの調査研究を行なつているはずである。ところが、控訴人の場合には、資料の入手方法は、株式新聞や四季報を読みあるいは証券会社の外務員の情報を聞くという程度で、証券会社の単なる一般的顧客の域を出ず、業者としてなすべきより積極的な情報収集活動は見られないのである。

(四) 以上いずれの点からみても、控訴人の信用取引行為には事業性を認めることはできず、これによる所得を雑所得金額の計算上生じたものと解したことは正当である。

三、証拠関係(省略)

〇 理由

当裁判所の判断は、次のとおり付加するほか、原判決理由の説示と同一であるか

ら、これを引用する。

(一) 一定の経済的行為が反覆・継続して行なわれることによつて事業としての社会的容観性が認められうるというためには、相当程度定した収益を得られ、取引能性がなければならないと解される。しかるに、株式の信用取引においめ、を解されるでは、また、当初にの書によって損失を生ずる危険が大きなも、損失の額も大きなりである。としての点において、その他の株式投よの間の差異によってはないと解されるととの間の差異によってもなり、これを対してなり、これを関してあり、信用取引によってもなりのように軽視しうるものではないと解されを目的の期間によってもであり、これがなり、信用取れしたの主張のようなりはない。とはかなり、これではない、この期間を対してない。当時を方なことはきわめて危険なことと考えられる。当審証人の主たる手段とするようなことはきわめて危険なことと考えられる。当審証し、この判断を方もではない。

証言も、この判断を左右するに足りない。 控訴人が主として会社の経営に労力を費やし、所得あるいは生活の資の多くの部分を右会社から得ていて、その余暇にのみ本件株式取引を行なつていたにすぎないという事実についても、このような信用取引の特性との関連を考えるべきものであって、このような形態で行なわれる信用取引がなお事業として成立するためには、取引の反覆・継続の事実のほか、さらに特別の事情が認められなければならないものというべきである。

(二) 特別の資金調達手段の存在、人的物的設備の具備、専門的な調査研究の実行等は、その各個が、事業の成立のための必須の要件であるということはできないが、事業にあたるか否かは、前記引用の原判決の挙示する諸般の事情を総合することにより、事業としての社会的客観性が認められるか否かによつて決すべく、右の諸点もそのような事情の一つとして考慮することを要するものであつて、これらの点についての事実関係が原判決認定のとおりであることは、前記(一)の事情に加えて、本件信用取引が事業にあたるものと認めることをいつそう困難にするものというべきである。

いうべきである。 要するに、本件における一切の事情を総合してみるとき、本件株式取引は事業とは 認められないものというほかはない。

したがつて、控訴人の本訴請求を排斥した原判決は相当であつて、本件控訴は理由 がないから、行政事件訴訟法七条、民訴法三八四条、九五条、八九条に従い、主文 のとおり判決する。

(裁判官 大野千里 野田 宏 中田耕三)

(原裁判等の表示)

- 〇 主文
- ー 原告の請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告の負担とする。
- 〇 事実
- 第一 当事者の求めた裁判
- ー 請求の趣旨
- 1 被告が、原告に対し、昭和四五年一二月一六日付でなした、原告の昭和四四年分所得税についての更正および過少申告加算税の賦課決定は、国税不服審判所長が昭和四七年四月三日付裁決により取消した部分を除き、これを取消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- ニ 請求の趣旨に対する答弁
- 主文同旨

原告の請求原因

- 一 原告は、昭和四五年三月、昭和四四年分所得税について、純損失の金額を一、 三六五万九、○三八円(明細は別表第一○記載のとおり)、源泉徴収税額を二六五 万五、二七九円として、被告に確定損失申告をした。
- 万五、二七九円として、被告に確定損失申告をした。 二 被告は、昭和四五年一二月一六日、総所得金額を一、二七九万一、一〇〇円 (明細は別表第一(二)記載のとおり)、所得税額を四七一万九、八〇〇円とする 更生(以下本件更生という)、および過少申告加算税二三万五、九〇〇円の賦課決 定(以下本件賦課決定という)をした。

そこで、原告は、右各処分に対して異議申立をしたが被告はこれを棄却する旨の決 定をなしたので、更に原告は審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、昭和四 七年四月三日、総所得金額に変更はないが、所得税額を四四九万九、七〇〇円(配当控除額が、更正では三七万五、〇〇〇円であつたのに、裁決では五九万五、〇五〇円に増額されたことによる)、過少申告加算税額を二二万四、九〇〇円とする旨の一部取消の裁決をなした。

- ー 請求原因ーないし三の事実は認め、四は争う。
- 二 本件株式取引により生じた損失は、以下述べるように、事業所得の計算上生じたものではなく、雑所得金額の計算上生じたものと解すべきであるから、損益通算は許されず、本件更正および賦課決定(但し、国税不服審判所長が前記裁決により取消した部分を除く)は、適法である。 1 有価証券の取引による所得は、原則として非課税とされ、有価証券の売買を行
- 1 有価証券の取引による所得は、原則として非課税とされ、有価証券の売買を行う者の最近における有価証券の売買の回数・数量または金額、その売買についての取引の種類および資金の調達方法、その売買のための施設その他の状況に照らし、営利を目的とした継続的行為と認められる取引から生じた所得等については、例外として課税の対象となる(所得税法第九条第一項第一一号イ、同法施行令第二六条第一項)。
- そして、有価証券の取引による所得が右の要件を充たし、課税の対象となる場合に、それが事業所得になるか雑所得になるかは、右取引が事業所得の基因となる事業といえるかどうかで決せられるところ、所得税法第二七条第一項・同法施行令第六三条第一二号は、対価を得て継続的に行う事業から生じた所得は、事業所得に該当すると規定している。
- そこで、事業所得の基因となる事業とは、営利を目的とする継続的行為で、一般社会通念上事業と認められるものをいうと解せられ、対価性のほかに事業としての社会的客観性を要するのであり、有価証券の営利を目的とした継続的取引から生じる所得については、その取引のための人的、物的設備の有無、その職業、その他諸般の事情に照らし、その所得者が常業として株式の取引を行なつていると認められるときは事業所得とし、そうでないときは雑所得とすべきである(昭三六直所一一八五長官通達)。
- 2 原告の行なつた本件株式取引は、次に述べる諸事実から、いまだ社会通念士事業とはいえない。
- (一) そもそも事業は、その事業自体のうちに、事業存立の経済的基礎をなす経常的な収益の方途が機構的に保証されて、はじめて、自立的存立が可能となる。とかるに、株式の信用取引は、株式市場における株価の急激な変動を利用して売買益を利得する機会をもつという極めて投機性の強いものである。そのため収益性極めて低く、それを行なつている者の大半が損失に終わつている(原告も、昭和四年は二、六四五万〇、一三八円、昭和四五年は一七六万四、二七三円、昭和四六年は一、八三〇万九、四六〇円の欠損に特別でいる)。このように所得の発生が偶発的、投機である株式の信用取引は、特段の事情がないかぎり、事業存立の基礎を欠くものであつて、事業所得を生すべき事業には社会通念上なじみ難い。およそ経済人としては、利益を得るか損失を蒙るわからないような不安定な投機的行為を業とすることは通常考えられないことである。
- (二) 原告は、資本金二、〇〇〇万円、従業員数約八〇名の各種金属の熱処理加工とそれに付帯する業務を目的とする会社で、約六億円の年間売上高のある日之出金属熱錬株式会社の代表取締役であり、その総所得あるいは生活の資のほとんど大

部分を右会社から得ている。

(三) 原告は、休日以外の毎日午前七時三〇分頃前記会社に出勤し、午後六時三〇分頃まで勤務していて、本件株式取引は、原告が前記会社の職務の余暇に業界新聞や業界雑誌を参考にして、証券会社との電話連絡、あるいは会社を訪れた証券会社係員に口頭で連絡するといつた簡易な方法で行なつているにすぎず、勿論、右取引を反覆継続して行うための人的、物的設備は設けない。

(四) 本件株式取引のための資金は、原告の自己資金の範囲に限られており、信用取引上の借入のほかは銀行借入等の積極的な資金調達はみられず、右取引のための必要経費も、有価証券の売買に直接要した費用のみであつて、通常事業に付随する必要諸経費が皆無である。

(五) 原告は、昭和四三年六月頃右会社の近隣に日之出証券株式会社が進出した際、同証券会社の外務員の勧奨と助言により、自己の経営手腕をためすつもりで株式の信用取引を始め、同年中に二二二万九、五二七円の損失を出しているが、所得税法第二二九条に定められた事業の開始に関する届出をしておらず、また同年分の所得税申告書に株式取引による所得について何ら申告していない。

所得税申告書に株式取引による所得について何ら申告していない。 以上の事実を考慮すれば、原告の行なつた本件株式取引は、原告が趣味と実益を兼ねて行なつたいわゆるサイドワーク的なもので、いまだ常業として行なつたものとは認められないから、右取引から発生した所得は、事業所得ではなく雑所得である。

従つて、右取引によつて生じた損失について、所得税法第六九条第一項の規定による損益通算をすることはできない。

第四 被告の主張に対する原告の答弁および反論

一 被告の主張二の1、について

事業所得の基因となる事業とは、営利を目的とする継続的行為であつて、社会通念上事業と認められるものを指称すると解すべきであり、この要件を充す限り、これを職業として行う場合であると副業的なものとして行う場合であるとを問わず、また人的、物的施設などを具備する必要もないのである。

二一同二の2について

株式の信用取引により、昭和四三年中に二二三万九、五二七円、昭和四四年中に二、六四五万〇、一三八円の損失が生じたこと、原告が、日之出金属熱錬株式会社の代表取締役であること、本件株式取引を行うための人的・物的施設を設けておらず、資金も自己資金の範囲に限られており、信用取引上の借入のほかは銀行借入等の積極的な資金調達をしていないこと、右取引のための必要経費も、有価証券の売買に直接要した費用であつて、通常事業に付随する必要諸経費をほとんど要しなかったことは認めるが、その余の事実は否認する。株式の信用取引は、投機性の強いものではあるが、株式市場の機能を円滑化するう

株式の信用取引は、投機性の強いものではあるが、株式市場の機能を円滑化するう えで証券市場に不可欠の存在であり、社会的評価として常業と認め得る要素を十分 に持つている。

原告は、昭和四三年以来今日まで、別表第二記載のとおり、継続的に株式の信用取引をしていて、原告が右取引に投下している資本は、四、〇〇〇万円ないし五、〇〇〇万円もの多額に及んでおり、昭和四四年三月には、事業として株式取引を行う意図のもとに、昭和四四年分以降の株式取引上の所得の申告につき、青色申告の承認の申請をなした(右申請に対して、被告は同年一二月三一日までなんらの意思表示をしなかつたので、所得税法第一四七条の規定により右申請に承認があつたものとみなされた。)。このような原告の株式信用取引の数量・回数・金額等の客観的とみなされた。)。このような原告の株式信用取引の数量・回数・金額等の客観的事実と、青色申告の承認の申請にみられる原告の主観的意図とを併せ考えれば、本件株式取引は、被告が主張するように原告が趣味と実益を兼ねて行なつたサイドワーク的なものではなく、所得税法第二七条第一項・同法施行令第六三条第一二号にいう事業というべきである。

株式の信用取引においては、一定の証拠金(株式市場が比較的平静に推移しているときの証拠金の提供比率は、取引額の三〇パーセントが普通で、その証拠金も、必ずしも現金を必要とせず、株式・国債その他の債券類の提供でこれにかえることもできる。)を提供することによつて、取引を成立せしめることができるので、比較的僅少の自己資金で、金融機関よりの借入れに頼ることなく、多額の取引が可能となる。原告が、あえて銀行借入等の積極的な資金調達をしていないのは、このためなる。原告は、株式の信用取引を行うに際し、自己が代表取締役をしていると、出金属熱錬株式会社の人的・物的設備を利用しているが、それ以外に特別な人的・物的設備は設けていない。個人が株式の信用取引を行う場合、それがための特別な

人的・物的設備は必要でなく、右取引には、証券会社との電話連絡、証券会社の担当外務員による助言と決済関係の仕事の補助があれば十分である。 従つて、また、株式の信用取引において必要とする経費は、電話料・担当外務員を含めて証券会社との交際費・交通費ぐらいで、その額も取引額に比較して僅少である原告も、右のような必要経費は出捐しているが、少額なのであえて計上していない。被告は、このような株式信用取引の特殊性なり、そのシステムを全く無視している。

第五 証拠(省略) 〇 理由

請求原因一ないし三の事実は、当事者間に争いがない。

本件においては、配当所得、不動産所得、給与所得の各金額については当事者間に争いがなく、本件株式取引により生じた二、六四五万〇一三八円の損失(上生)がない)が、本件株式取引に争いがない)が、事業所得金額の計算上生じたものか、が唯一の争点であるは、ものか、それとも雑所得金額の計算上生じたものか、が確定による所得は、有価証券の議選してより、有価証券の売買のより、有価証券の売買のであるは、有の元間を行う者の最近におりる有価証券の売買のためのであるととされているが、での表別のためのでのでは、この方においての対象となるとされ、ならに掲げる要件に該当するとは、その表別であるとは、同項の規定に表別であるからに掲げてにの等の売買による所得は、同項の規定に該当なの所得といて、その売買の回数が五〇回以上であることと定めている。

そして、有価証券の取引により所得が右の要件を充たし、課税の対象となる場合に、それが事業所得となるか雑所得となるかについては、所得税法第二七条第一項・同法施行令第六三条第一二号の規定により、「対価を得て継続的に行う事業」から生じた所得と認められる場合にのみ事業所得に該当することが明らかであるところで、具体的な株式等の取引行為が右の「対価を得て継続的に行う事業」に当まるか否かは、結局、一般社会通念に照らしてきめるほかないと思われるが、その判断に際しては、営利性・有償性の有無、継続性・反覆性の有無のほかに事業としての社会的客観性の有無が問われなければならず、この観点からは、当然にその取引の種類、取引における自己の役割、取引のための人的・物的設備の有無、資金の調達方法、取引に費した精神的、肉体的労力の程度、その者の職業・社会的地位などの諸点が、検討されなければならない。

2 そこで、以上の見地から、本件株式取引が右の事業といえるかどうかについて、検討する。

(一) 原告が、日之出金属熱錬株式会社の代表取締役であること、原告は、本件株式取引を行うために特別な人的・物的施設た設けていなかつたこと、本件株式取引のための資金は、原告の自己資金の範囲に限られており、原告は、信用取引上の借入のほかは銀行借入等の積極的な資金調達をしていなかつたこと、右取引のための必要経費も、有価証券の売買に直接要した費用であつて、通常事業に付随する必要諸経費をほとんど要しなかつたことは当事者間に争いがない。

式の信用取引のための証拠金として、総額約五、〇〇〇万円の株式その他の債券類を証券会社に提供したが、現金を提供したことは殆んどなかつたこと、が認められる。

原告が、昭和四三年中に株式の信用取引により二二三万九、五二七円の損 失を蒙り、本件課税年度の昭和四四年中には、一三四回にわたり、合計九七万六、 〇〇〇株の信用取引を行い、二、六四五万〇、一三八円の損失を蒙つたことは当事 者間に争いがなく、成立に争いのない甲第六号証の一・二、前顕乙第二ないし第六 号証の各一・二、原告本人尋問の結果により真正に成立したと認められる甲第二・ 号証の合一・一、原古本人等同の結果により具正に成立したと認められる下ネー第三号証、同第四号証の一・二、同第五号証の一ないし三、証人Bの証言、原告本人尋問の結果に弁論の全趣旨を総合すれば、原告は、昭和二四、五年頃から現物取引を主体に株式取引を始め、昭和二七年頃から昭和三〇年頃にかけて一時信用取引 を行なつたこともあつたこと、その後信用取引は中止していたが、再び昭和四三年 になつて日之出金属熱錬株式会社からの収入も増加したので、利殖の目的で大規模 に信用取引を開始し、同年中には、日之出証券株式会社本店八尾営業所を介して、 五六回にわたり、合計二五万八、〇〇〇株(金額一億二、〇二八万五、〇〇〇円) の信用取引を行ない、本件課税年度以後も日本勧業角丸証券株式会社東大阪支店を 介して、別表第二(ハ)、(二)、(ホ)記載の各信用取引を行ない、昭和四五年度は一七六万四、二七三円、昭和四六年度は一、八三〇万九、四六〇円の各損失を 蒙つたとして確定申告したが、昭和四七年度には一八五万四、八六八円の利益を申 告していること、事業所得を生ずべき事業を開始した際には、所得税法第二二九条 により、一カ月以内に税務署長に対し、開業の届出書を提出しなければならないところ、原告は、この届出書を提出しておらず、ただ昭和四四年三月、事業として株式の信用取引を行う意図のもとに、昭和四四年分以降の株式取引上の所得の申告に つき青色申告の承認の申請をなしたところ、被告は同年一二月三一日までになんらの意思表示もなさず、所得税法第一四七条の規定により、右申請は承認があったも のとみなされたこと、昭和四三年分所得税申告の際には株式取引による所得(損 失)についてなんら申告をしていないが、昭和四四年分から昭和四七年分までの所 得税の確定申告書には、自己の職業欄に会社役員のほか有価証券売買と記入し、株 式の信用取引により生じた前記損失や利益を、原告の事業所得として申告をしてい ることが認められる。

(四) 証人Bの証言、および原告本人尋問の結果によれば、株式の信用取引は、短期間(原則として六カ月以内)における株価の変動を利用して、売買差益を利得するという投機性の強いもので、長期間それを行なつている者の大半が最終的に損失に終わつていること、株式の信用取引を行うためには、証券会社に一定の証拠金を提供することを要し、右証拠金の提供比率は、市況に応じて変動するが、株式市場が比較的平静に推移しているときは取引額の三〇パーセント程度で、その証拠金も、必ずしも現金を必要とせず、上場株式・国債、社債その他の債券類でこれに対しまり借入れに頼ることなく、多額の取引が可能となり、法人よりはむしろ個人に信用取引を利用する者が多いことが認められる。

されば、本件株式取引によつて生じた所得(損失)は、事業所得金額の計算上生じ

たものとは認められず、雑所得金額の計算上生じたものと解すべきであるから、所得税法第六九条第一項の規定により、他の各種所得の金額と損益通算することはできない。

三 以上のとおりであるから、本件更正およびそれに付随してなされた本件過少申告加算税の賦課決定(但し、国税不服審判所長が昭和四七年四月三日付裁決により取消した部分を除く)は、いずれも適法であり、その取消を求める原告の本訴請求は理由がないので棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。